

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)

# CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

## 国民が望んで いない住基法 改正の強引な 成立に抗議 する!!

一九九九年八月十二日

プライバシー・インター・ナショナル・ジャパン  
(PIJ)

わたしたちPIJは、国民が望んでいない住基法改正の強引な成立に抗議する。

全国民に十ケタの背番号コードをつけ、ICカードを発行することをねらいとした住民基本台帳法改正に対し、NHKをはじめとする世論調査では、反対が五十%を超えている。大半の国民が、この改正は、国民総背番号制と国民登録証（IDカード）携帯制の導入が本音と分かってきたためだ。政府・自治省がいうように、単に行政の効率化に役立つだけのものならば、こんなに反対がなはずだ。

法案の委員会採決を飛ばし、参議院本会議で強引に成立を図ったという事実が、この改正に

めざす「国民の情報監視」という恐ろしい本質を明らかにしている。

コードとカードで全国民の幅広いプライバシーを役所が管理する仕組みの導入は、国民の自由や人権に脅威となるものだ。これを、自公の枠組み維持優先の中で決めたのは、極めて遺憾だ。

負の遺産を次の世紀に送らないためにも、民主党を始めとした野党は、今後、廃止法案を提出し、国民のプライバシーを守ることに徹すべきだ。

PIJも、市民の力を結集し、コードとカードの実現阻止に向けて粘り強く運動を展開していく。

(PIJ)

### 主な記事

- ・ 国民総背番号法廃止法の成立に向けて
- ・ 外登法改正と住基法改正
- ・ 電子申告・電腦申告と納税者のプライバシー

# 「国民総背番号法廃止法」の成立に向けて

## 「住民基本台帳法改正」への新たな闘い

PIJ 石村代表と辻村副代表に聞く

聞き手

PIJ 事務局長

我妻憲利

# ガ

イドライン（戦争強力）法、盗聴法、国民総背番号法、君が代・日の丸の法制化と、この度の国会では、問題法案が、次々と日の目を見てしまった。国民の多くは、まったく好ましい状況と思っていないはずだ。

PIJの石村代表と辻村副代表に、これまでのPIJの背番号制に対する運動を含め問題状況を分析し、今後のPIJの運動の方向性を示唆していただく。

公明党が国民総背番号制の父になってしまった……

コードとカードを使った国民監視システムが日の目を見るに到ってしまった原因は、どういったところにあったのか。

「石村」一つは、PIJが力不足だ

ったことにある。しかし、しよせん、PIJは一市民団体だ。やはり、一番の問題児は、公明党だと思つ。自公の枠組みを優先することで、「国民総背番号制の父」になる道を選んでしまった。もちろん、この政党の本質を見抜けなかった他の政党や選挙民にも責任の一端はあるのかも知れない。

「辻村」公明党の変節に加え、背番号法と盗聴法とがバックで動き出したことも、今回の法成立につながったのではないか。

「石村」PIJは、盗聴法とは少し距離を置いた形で運動をする戦略を進めていた。

背番号反対を国民運動にしたかったことと、共倒れが心配だったからである。

「辻村」現実には共倒れになってしまった……

連合の対応も「おかしいぞ」

「石村」確かにそうだ。八月三日の夕方に東京の日比谷公園で、連合が盗聴法反対の大集会をした。評論家の佐高信さんらの呼びかけで実現したものだ。

この日の集会では、連合は、背番号法については内部での意思統一ができていないので、テーマにしないのとであった。評論家の大谷公昭さんなどは、「おかしいぞ」といって、不参加。PIJは、一応わたしが出ていて、背番号法反対のあいさつはした。「辻村」この日の集会は、盗聴法でNTTの社員が立ち会わされるのはたまらない、というのが直接の動機。NTT労組が動いて実現した、と聞いたが。

「石村」多分、そうだったところだろう。これに対して、背番号法の方

は、カードが広く導入されれば、ICカード（情報集積回路を埋め込んだ国民登録証）開発を手掛けているNTTなどには、特需が期待できる。また、連合会長の鷲尾氏は、自治省の住基ネット懇談会のメンバーで、背番号法推進派の一人だ。

「辻村」大労組（組合員）は、管理されることに慣れているから「コードとカードで一元管理」に違和感がない、ということなのか。

連合は、「国民背番号」と「納税者番号」をこつちやに考えているからいがある。「おれたちサラリーマンは元々裸」、「番号管理でうるたえるのは資産家だけ」といった論調だ。実は、番号管理の一番の犠牲者は、サラリーマンとその家族なのだが、分かっていない。

この点は、自治労の幹部なども同じだ。庶民感覚を失い「労働貴族」

「国民総背番号法廃止法」の成立に向けて

のようになってしまい、自治省といつよになつて、背番号法の推進派の一翼を担っている。こういう連中が、いずれは労組出身の国会議員として出てくるかと思うと、比例区定数の見直しも大事だと思つた。

盗聴法も背番号法も国民にとって重要法案だったのだが

「石村」ともかく連合までもが、盗聴法では燃えた。反対運動は大きな広がりを見せた。背番号法も、この流れに乗るかたちで、内容の危険性が徐々に国民の間に浸透していった。

しかし、一方では、盗聴法の運動をやっている人達の、背番号法の理解度はいまいちだったような気がした。

危ない法案 という漠然とした理解だけが先行していた。背番号法反対集会で、法案の内容がほとんど分かっていない評論家といつよになつて、面食らつたこともしばしばだった。

やはり、その時点で、一発勝負的な盗聴法反対運動と同じ軌道に乗ってきているな、といった危機感はいしひしと感じた。

「辻村」マスコミの方は、背番号法に早くから取り組んでいたような気がする。ただ、終盤は、マスコミも盗聴法に余りにも傾斜しすぎた。背番号法の方が国全体に管理がおよび、

### 「国民総背番号法廃止法」の成立に向けて

国民生活に影響が大きいのに、盗聴法の方に、力を入れすぎた感がある。「石村」テレビのニュース番組で、ある政治評論家が、「通常は、取引があつて、背番号法一つくらいは継続審議になつてもいいものだが」といつていた。終盤国会が盗聴法案に対する牛歩戦術などで荒れたものだから、「火種」は残さない（継続審議にしない）ということでは自公が一致した、ということではないか。

一方、民主党などの反対派は、盗聴法ではあれだけ頑張つたのに、背番号法では、本会議の壇上では立派な反対演説をぶつたものの、あきらめたのか、早々と投票を終えていた。「辻村」確かに、一連の運動を続けてきてみて、民主党を含め国会議員が、本当に国民のこと考えてやっているのか疑問が多かつたのも事実。

一方、わが国の政策提言型NPO・NGOは経験が浅いのか、そうした国会の動きを十分に攻め切れていなかったのも事実。

ただ、PIJがCNNニュースを出して、息の長い運動をしてこなかったら、ここまで引つ張れなかつたのではないか。マスコミの多くも、初めは、「コードとカードは便利」という自治省の 大本営発表 を鵜呑みにしていたところも多かつた。背番号法批判の

理論 については、PIJに依存した部分が少なくなかつたはずだ。やはり、この点に関しては、PIJの働きは歴史に残るものだ。

公明の動きは変節か体質か

ところで、公明党の動きは誰が見ても異常だつたのではないか。

この政党はつい最近まで「平和」とか「人権」とかいつていたのに、先の国会では問題法案のほとんどに賛成した。PIJの集会にも、同党の議員はレギュラーメンバーのように出てきていたのに……。

「石村」公明の上田勇衆議院議員は、新進党時代からPIJのCNNニュースによく登場していた。それが、今の上田氏、盗聴法産みの親の一人と化してしまつたのだから、驚くしかない。

「辻村」盗聴法で、上田氏を含め公明党は、厳しい制限を付けたといつて、むしろ自慢げだ。しかし、役所の方は、ともかく「産んでしまおう」と考えている。国民監視システム作りに手を貸した公明党は、自民党と役人に恩を売つたつもりかも知れない。同党は、国民にはとんでもないものを押しつけたことがわかつていない。

国民はいま、厳しい目で公明党を見ていると思う。

「石村」公明党は、過去にも、消費税導入のときに同じようなことをやつた。政府与党と手を握り、役人の陰謀に手を貸す、それはこの党の体質なのかも知れない。

「辻村」上田勇議員にいたつては、盗聴法案を先頭に立つて擁護しているのだから、かなわない。「変節」だけでは、片づけられないことだ。石村代表は宗教界ともコンタクトが多いと聞くが、何か耳にしていないか。「石村」上田氏も個人的には、悪い人ではない。党の変節 であなつてしまつたのだらう。北朝鮮は、指導者が問題なのであつて、あそこから逃げ出せない国民は悪くない。同じ論理で考えていいのではないか。

ただ、公明党の神崎代表や冬柴氏ら、幹部の動きは、やはり超トップの「聖断」がないとできないだらう。この点は、今の公明の動きを憂慮している創価学会の幹部も否定しなかつた。「辻村」その超トップは何を考えているのだらうか。

「石村」自公で、新興宗教といわれてきた創価学会を既成宗教としてを国民に広く認知させたいということと、自分の目の黒いうちに「政教一致」を狙いたい、今が、最後

のチャンスということではないか。  
わたしが会った学会以外の新宗教の人達も、そう思っているようだ。超トップなきあと学会は分裂する、と読む人もいる。

「辻村」しかし、これだけ特定の宗教団体に政治が左右されるといこととで、本当にいいのだろうか？

「石村」つぎの選挙で、わたしたち国民が「民断」を下すよりいいのではないか。民主党の菅さんが公明の「政教一致」を表面から批判したりしている。これも、「民断」を意識してのことだろう。かつて自民党がやった「行動する宗教は怖い」のイメージ戦略が体现されている、と見てよい。

民主党は、次の選挙を

「背番号法廃止法」で闘つべき

「石村」民主党は、次の選挙では、「背番号法廃止法」で闘うべきだ。良識ある国民は、「政教一致」も「背番号」も望んでいないはずだ。多くの学会員も、「背番号法廃止法」には賛成するはずだ。ここで闘わないと、民主党は、本当に国民に見捨てられてしまつ。

しかし、民主党も、国民にはよく見えてこないところが多いのではないか。

「石村」民主党の議員にも、「言っていることと、やっていること」との整合性を欠いている人が少なくない。見ている、痛々しい人もいる。逆に、衆院での住基法改正案に「賛成」を投じた岩国哲人氏の方が首尾一貫しているのかも知れない。

もっとも、岩国氏が出雲市長時代に導入したICカードは、金食い虫なだけでうまく行かなくて、いまの西尾市長は八月二日の市議会で全廃を表明した。この岩国という人物も、相当の「唯我独尊」タイプらしく、西尾市長は尻拭いで苦労されたに違いない。

「辻村」背番号法に対する民主党の対応をまとめたのは、河村たかし衆議院議員だ。結果はともかくとして、河村議員の持つ市民感覚、マスコミへの問題点周知のやり方など、この人物の力はすごい、と思う。「市民が主役」とは、こうした議員が多数を占めて初めて成り立つ考え方だろう。背番号法反対運動を進めていた市民団体の人が、「参議院にも、河村たかし」が欲しいと嘆いていたことを、いまだに忘れられない。民主党の党首に、本当は、河村議員のような人が最適だと思う。

河村議員のような人物がいるにもかかわらず、民主党は寄り合い所帯

だから、「亀裂の回避」が第一になつて、はっきりした政策が出せない。しかし、逆に、いろんなタイプがいることが「民主」の旗印なのだろうか、とも思つが。

「石村」いずれにしろ、民主党は、住基法改正「賛成派」がいる党内事情に配慮して、「包括的個人情報保護法の制定を前提に改正の是非を議論すべし。同法の制定がない現状では反対」との方針を決定した。高いハードルを設けたつもりだったのだろうが。

「辻村」ところが、公明党は、この方針を逆にとり、「改正案を通して、その施行までに、『包括的個人情報保護法』を制定すればよし」と、賛成に回つた。ハードルは、あっさりと越えられてしまった。これは、端的に言えば、民主党が「総背番号制導入絶対反対」という正攻法が取れず、結果として「敵に塩」送つてしまったことを意味する。

「石村」こんな腰砕けの態度では駄目だと思う。やはり、野党第一党として「対立軸」をはっきりさせないと、選挙民は離れて行く。「おぎや」と生まれた赤ん坊に入れ墨のように背番号コードをつける。これはいかんでしよう」で、国民は納得するはずだ。ところが、プライバシーが、どうのこうのと、良く分からないこ

とを言い過ぎた。党内事情でこうした戦略をとつたのだろうけども、これでは民主党を支持していた選挙民も逃げて行く。正攻法でわかりやすくトライすべきだ。

「辻村」NHKが七月九日から十一日の間に行った電話世論調査では、背番号法に賛成が二十三・三％に対し、反対が五十一％、ということであった。民主党は、次の選挙を「背番号法廃止法」で闘つよりないだろう。

「石村」政教分離法の制定という手もあるが、こうした公明だけをターゲットとした戦略をとつても、大きな票の獲得にはつながらないだろう。やはり、民主党は「背番号法廃止法」で行くべきだろう。

「役人社会主義」のまま

では日本に未来はない

石村代表が常々言っている「役人社会主義」を、もっと詳しく説明願いたい。

「石村」わが国の政権政党というのは、代々、役人の立てた政策をできるだけ多く取り込んで実現してやることで政権を維持してきた。

議員立法は少ないし、役人が作った政府提出法案(閣法)を後生大事にやっつけられれば、政権は延命できる。

「国民総背番号法廃止法」の成立に向けて

小渚政権は、まさに、こうした自民党政治の伝統を忠実に実行しているだけだ。国民の側も役人依存から抜け出せていない。

この現実はいよいよ最近、役人主導の日本の金融システム、経済政策が大きく破たんし、国民に甚大な被害を及ぼしているというのに、ほとんど変わっていない。「市民が主役」とかいろいろも、日本人には、意味が分からない、あるいは何をどうしたらいいのか分からないのだからこそ、PIJのようなNPO運動で、自分で考え自分で決めるという経験を積む必要があるのかも知れない。

「辻村」細川内閣のときに、役人がまとめた七%の国民福祉税が、その典型だろう。各界から一斉にブーイングを浴びたが、あれで、あの内閣は役所に牛耳られていることが分かってしまった。メッキがはげてしまった。

「石村」役人の言うことを聞けば、場合によっては、見返りで選挙区に補助金が下りる、ひいては、票につながる。元自民党所属だった民主党議員には、「市民が主役」と口では唱えながら、自民党政治の伝統的手法から抜け切れないでいる人も少なくない。

国会議員のかなりの割合は、役人上出身という現実もある……

「国民総背番号法廃止法」の成立に向けて

「辻村」たしかに、三権分立とはいうけれど、行政府が合法的に絶大な力を持ってしまつて、国会は、行政府の役人に躍らされている感じがした。

役人が、法案を出してくると、抵抗しても難しい。修正、修正と言いつつ議員の心理も、この辺にあるのではない。民主党を含め、「役人が主役」の社会づくりの手に貸している議員が、余りにも多い。

「石村」しかし、やはり今回の背番号法の場合は、解散、総選挙を恐れ、次々と「踏み絵」を踏んで行った公明党に問題があるのではないか。

また、この政党の「与党になりたい病」を、民主党が治癒できなかったことも原因といえる。民主党は、「政権を取る」といった気概が薄れてしまったことに、党首のスキヤンダルなども重なって、いまい魅力がなくなつてしまった。こうしたことも、自公で行こう、という超トップの「聖断」になつたのではないか。

学者、マスコミの多くも、役人社会主義のもとで、飼ひ慣らされてしまつていようように映るのだが。

「辻村」石村代表も参考人出席するというところで、五月六日の衆議院地行委員会での参考人陳述および質疑を傍聴する機会を得た。参考人は読

売新聞の朝倉敏夫氏、中央大学の堀部政男氏、岐阜県知事の梶原卓氏など、自治省の研究会や懇談会メンバーが多数出演。役人社会主義応援軍団の実態を、まざまざと見るこ

とができた。自治省のちようちん持ちのよつで、特にひどかつたのが朝倉氏。番号はいつでも変えられるのだから、住民票コードは国民背番号にはあたらな

い、と何だかよく分からないことを言う堀部氏。政府系学者として生きようという気概がありあり。梶原氏にいたつては、「岐阜県では、カードは障害者に喜ばれている」と説明。逆に言えば、障害者はカードで管理され監視されているわけで、ほんとのことを言にくい大変な地域もあるのだな、と思つた。

「辻村」カード行政で知られる兵庫県五色町の町長は、「わが町では、すべてうまく行つてます」と優等生解答。じゃあ、なぜ、うまく行っていない出雲市の市長をよばないんだ、といいたくなつてしまふ。

べて、悪法通過のための茶番劇出演者ではなかつたかと思つた。

堀部氏も昔はリベラルな方だつた。しかし、日本の「役人社会主義」体制下では、役人がつくつた審議会だとか、懇談会だとかがいっぱいあつて、役人の手先になれば、センセ、センセと持ち上げられる。「わかちやいるけど、止められない」といつたところだろう。もう抜け出せないだろう。主婦連の加藤真代サンがいつていた。「堀部サン、いいこと言つていても、最後には政府サイドに寝返りを打つんだから」と。もつとも「この主婦連という組織自体も怪しげだ」という人もいるけれども。

「辻村」みんな役人にうまく利用される。一方で役人をうまく利用している。石村代表は、こういった連中の生き方がうらやましい(笑い)。「石村」それは冗談としても、本当に、諸悪の根元は、このあたりにあるのだから。だが、一向になおりにない。

国会の動きが  
わからないまま法案成立

ところで、今回の背番号法をめぐる一連の動きを見ていて感じたことは、政党の政策決定プロセス、国会の委員会日程の決定などが余り

にも不透明で分かりにくい、ということだが。

「石村」本来、この不透明さを解明する役割はマスコミが担うべきなのだろう。PIJのような市民団体が、党の政策決定プロセスについて情報収集しようとする、妨害しようとする議員すらいた。「市民が主役」といつている政党の議員の中にもいるから、始末が悪い。「永田町（国会）情報公開法」のような立法が必要なのではないか、とも思いたくなる。

「これが永田町の論理だ」と威張るのもいいが、やはり、もうそんな時代ではないのではないか。NPO出身でありながら、小役人のように威張りかえって「市民団体には会いたくない」という議員もいたのには、あきれてしまった。

参議院での背番号法に関する委員会審議を見ていても、「おかしいぞ」と思う場面も少なくなかった。小山委員長は法案に反対の民主党所属にもかかわらず、委員会審議は、ほとんど進んでいく。地方公聴会までやってしまう。あるいは、自公で委員会審議を飛ばし、本会議で強引な成立をはかったことで救われた、オレが決めたわけではないとも思っているかもしれない、勘ぐりたくもなってしまう。

「辻村」一転して法案賛成に回った公明党の参議院議員で、参院地方行政・警察委員会委員を務めている魚住氏なども、最後は誰にも会いたくない、といつていたようだ。この人は、弁護士出身で、初めは法案に反対していた。「平和」や「人権」を大事にしない弁護士というのもどうかと思うのだが。結局は、「宗教」に支配された「党利」を優先させてしまった。

「石村」他の公明党の議員が言っていたのだが、党の方針に逆らって党を辞めても、「公明ブランド」はついて回る。ほかでは、なかなか政治家としてやっていけない、とのことだ。この人達を、行き場のない例のオウムと同じに考えてはいけないのだが、問題は根深い。今回の「変節劇」で、公明党を見る社会の目は厳しいだけに、同党の議員は、より一層「教団依存」を強めるのではないか。

#### 背番号を

治安維持 に使うのは当然

自由党の小沢党首は、七月六日に東京の経団連で講演したおりに、「背番号を治安の維持に使うて当然」と発言した、と報道されているが。

(朝日新聞99・7・7朝刊)

「辻村」小沢サンは、今の憲法をし

っかり守ろう、とは考えていないからだ。最初に改憲ありき のご仁だから、あるいは、当然のことをいつたまで、と思っているのではないかもっとも、自治省の役人も、本音では同じことを考えているのだろう。小沢サンは反面教師で、私たち国民の自由と人権の将来にとって、「とり返しつかない立法をやってんだぞ」と警告してくれたのかもしれない。

「石村」コードとカードを使った住基システムは、自治省の試算で、導入コストだけで四百億円、他に毎年の運営コストに二百億円程度かかるという。さらに、各自自治体負担するコストも、試算はされていないが、相当の額に昇る。「全国どこでも住民票がとれることになる」といった程度の利便性では、巨額のコストを費やす「合理性」に欠ける。当然、「コードとカードで国民を徹底監視すること」でモトをとるのがねらいだ。「辻村」ICカードは、「国内版パスポート」で、現行の外国人登録証カードのようになる。警察国家に必須のツール（道具）といったところだろう。常時携帯義務化への道も開かれている。

「石村」政治的には、「国民皆登録証携帯制度」へのエスカレート、つまりコード入りカードの 治安利用

も当然視野にあるはずだ。

六月二十一日(月)サンケイ新聞夕刊に久保特別編集委員の「住民基本台帳への疑念」という記事が載っている(次ページのコラム参照)。この記事には、この辺の興味ある話載っている。また、岩国議員にまつわる話も紹介されている。

ところで、IC仕様のカードには、八千文字(新聞一面分)の情報を入力できる。条例により病歴、技能など広範な市民のプライバシーを役所が一元管理できることになる。入力情報を使って徴兵検査などを自動的に行うことも可能になる。政治的には、当然、カードの 有事利用 も視野にあるはずだ。

今後PIJは何を目指すのか

最後に、石村代表から今後のPIJの運動方針についてお話いただきたい。

「石村」今回の住基法改正は、コードとカードを使って全国民のプライバシーを役所(官)が管理する「データ監視社会」への道を開く。「役人が主役」の「データ収容所列島化」につながるものだ。

真に行政の効率化を目指す法改正

であるならば、国民の強い反対、さらには法案の委員会採決を飛ばし参議院本会議での強引な成立をはかる必要はなかったはずだ。

法案審議では、それまで多くの問題点を指摘し、反対の立場を鮮明にしていた公明党が、一転して法案賛成に回ったことに怒りを禁じ得ない。同党は、この「国民総背番号法」のみならず、「エネミー・オブ・ジャパン法制」のもう一つの柱である「盗聴法」にも一転して賛成に回った。自公の枠組み維持だけのために、こんな変節が許されていいわけがない。

憲法が保障する人権や自由を封殺するこの「負の遺産」を次の世紀に送ってはならない。民主党を始めとした野党は、今後、『コードとカードの廃止法案』を提出・審議し、主役である国民のプライバシーを守ることに徹すべきである。来たる総選挙の最大の争点に据えるべきだ。

PIJを始めとした市民団体も、力を結集し、コードとカードの実現阻止に向けて粘り強く運動を展開していくことが求められている。法施行までには時間がある。有権者の良識に訴えていく。PIJはその先頭に立って頑張る。

「国民総背番号法廃止法」の成立に向けて

コンピューターによる情報処理システムが自慢の、山陰地方の市長（岩国哲人氏・当時）が一枚のフロッピーディスクを背広の内ポケットでチラつかせながら、こう嘯（うそぶ）いたという。「この中に全市民の情報が入っている。市長は全部つかんでいるんですよ」と。数年前、東京で開かれた政治家の「はげます会」でのひとコマ。その後、この市長は国會議員になった。

すべての国民に10ケタの個人番号を付けて、オンライン管理する「住民基本台帳法改正案」への疑念、それは「プライバシー保護に問題はないか」、「国民総背番号制・情報管理社会につながるのでは？」といった疑念である。

「住民基本台帳」への疑念

30年前の秘密会議が源流か

産経新聞記事【久保紘之の天下不穩】  
99.06.21 東京夕刊（特別編集委員）

<要旨>

実は「国民総背番号制」こそ、それを可能にするキーワードである。もちろん、政府・行政当局はやっきになって否定する。しかし、本心はどうか？

『統一個人コード連絡研究会議・議事録』と題する、行管庁作成の「マル秘」文書（七〇年四月付）によると、この秘密会議では、国民一人ひとりに背番号を付け、「IDカード」（身分証明書）を持たせるIDカード必要論が、各省庁代表から続出していたのだ。「将来、査証免除で旅券そのものが無くなるため、IDカードは必要（外務省）」、「IDカード必要論（運輸省、社会保険庁）」、「個人コードを推進するうえで、IDカード実行の方針を打ち出さないのは戦略的な考え方による（行管庁）」、「IDカードを配らなければ（背番号制度は）効果がない。しかし、これを公式に打ち出せば無用の反対論を呼び（自治省）」、「IDカードの取り扱いを『最高機密戦略』とし、あくまで極秘に検討を進めるよう提案（自治省委員）」。

結局、「（当面伏せておいて）将来、時期が来れば行うと公表するのにも一方策（大蔵省）」、「IDカードの実現を前面に出すと本論がおかしくなるので伏せてほしい（行管庁）」と、各省庁の事務レベルで極秘に検討することを決定したのである。

今回の「住民基本台帳法改正案」に至るまでには、「基礎年金番号制度（厚生省・社会保険庁）」をはじめ、さまざまな省庁のプランが、波状攻撃的に提案されてきた。

それらは、三十年前の十二省庁「秘密会議」の最高機密戦略、すなわち「すべての道は国民総背番号制IDカードへと通ずる」とみるのは、勘ぐり過ぎなのだろうか？

いま新たに始まった「国民総背番号制」の胎動は、恐らく「NIS」（官庁相互間、企業と官庁間などのトータルなネットワークを組む情報システム）実現にまで、突き進まざるを得ないように思われる。しかし、だからといって政府・行政当局の「秘密」主義と「騙（だま）し」が、許されるものではあるまい。

まず十二省庁による秘密会議の「最高機密戦略の全容」を提示するよう求めるべきだろう。

# 外登法改正と住基法改正

在日外国人居住者による「外登証返上運動」に学ぶ

## PIJ住基法改正対策委員会

### 国

民一人ひとりに十ケタの国民背番号コードをつけ、国民登録証につながるICカードを発行することを狙いとした住基基本台帳法（住基法）改正が、強行成立した。

この住基法改正や盗聴法のように目立たなかったが、外国人登録法（外登法）改正も静かに、同じ国会を通過した。

指紋押捺制度のみ廃止、

登録証携帯制度はそのまま

今回の外登法改正は、指紋押捺の全廃を中心としたもの。一見、在日外国人の人達にとっては、朗報のようにみえる。しかし、わが国の外国人管理政策は、指紋押捺だけではない。他に外国人登録証明書（外登証）の常時携帯義務や違反に対する重罰

など多岐にわたる。

外登証の常時携帯制は、在日外国人の人達にとっては、「国内版パスポート」の携帯を強いるに等しい。

一九九三年に、国連の人権規約委員会は、外国人にのみこの「国内版パスポート」の携帯を強いる制度について、「差別的であり、廃止されるべきである」との勧告を、わが国に行っている。同委員会は、昨年も同様の勧告をわが国に行っている。

にもかかわらず、今回の外登法改正では、この点について何の見直しも行われなかった。

国内居住者を

平等に？扱っ住基カード

それどころか、むしろ、こうした勧告を逆なでするかのように、今回、住基法を改正し、内国人にまで拡大

して、新聞一面分（八千字）の情報が入るIC（集積回路）内臓の「国内版パスポート」を持たせる制度を強引につくったわけだ。

いまのところ、カード（住基基本台帳カード）は希望者だけに発行するとしている。しかし、各種の行政事務や投票の際の本人確認に使うとなると、カードなしに行政サービスを受けるのが難しくなるのは目に見えている。

もう一歩進めて、カード携帯の義務づけにエスカレートすることも当然考えられる。カード導入時は任意でも、治安維持目的をねらいに、後に義務づけに走った韓国がその例である。

また、こうすれば、国連の人権規約委員会がわが国に行った外国人への「国内版パスポート」の携帯義務廃止勧告も、反古にできる。外国人

も内国人も一樣にカードを持つことになる。格別、外国人に対する「差別」ではなくなり、今後、役人は堂々と、「データ監視収容所列島化」策を進めることができる。

外登証の不携帯、

提示拒否は、重い処罰の対象

在日外国人にとり、外登証の常時携帯義務は、重大な人権問題だ。なぜならば、外登証の不携帯、提示拒否は、重い処罰の対象となるからである。

以前、オーストラリアから東大に日本法の研究で滞在していた知人の学者夫妻が、外登証不携帯で交番に同行を強いられ、「この国には人権がないのか」と嘆いていたのが、記憶に新しい。「宿舎の近くを二人で散歩していただけに……」といった夫人の泣き声が痛々しかった。

自治省の役人などは、「主婦など身分証明書（ID）を持っていない人も少なくない。今後発行することになるカードは、こうした人達には朗報になるはずだ」という。しかし、逆に「いくら探してもカードが見つからなくて買い物にいけない」といった警察国家の構図が見えてくる。

在日韓国・朝鮮人の人達が多く住んでいる大阪府は、大阪市などと

もに、国などに外登証の常時携帯義務の見直しを再三にわたって要望してきている。また、外登証の常時携帯制の抜本的な見直しを求め、首相や法務大臣あてに外登証を返上する在日外国人による運動も各地で活発になってきている。

こうした運動に対して、政府・警察は、今のところ、静観し、検挙などの手段には出ていない。

### 地方から進む ICカードの 利用拡大

しかし、一方では、こうした外登証返上運動を嘲笑うかのように、岐阜県など自治体によっては、ICカードを郡単位での利用に拡大する動きも出てきている。

知事（元建設省）、副知事（元自治省）の役人出身コンビに牛耳られている同県では、「ICカードで全国民を管理する論者」の大山永昭東京工大教授らの宣伝隊を血税で呼んで、この「国内版パスポート」の普及が行われている。「カードを持てば、郡内の市町村の温泉施設でポイントサービスが受けられる。ポイントが貯まれば、共通入浴券や景品がもらえる。それに、キャッシュカードにもなる等々」がうたい文句。

「カードを持てば、自分のプライバ

## 外登法改正と住基法改正

シーが役所に管理される」といった危機感ゼロの平和向けの住民。「役所は悪いことしないでろう」のエルルに送られて、山奥から「国民監視」策は、どんどん列島中に浸透していく。

「プライバシーの公有化につながるICカードの発行は、官（役所）のやることではない」と訴えても、「そもそも 民 が育つておらず、何から何まで役所がやるのが当たり前前のコミュニケーションの中では、犬の遠吠え に近い」というのが地元マスコミ人の嘆き。

「嫁探しだつて、なんで役場が（税金使つて）やんねんだあ、と書いてくれんかね」の土地柄では、自治省の役人が高笑いするだけとか。そのうち、役場には、「うちの孫が x町の子と見合いですんだけど、しんどい病氣したことあるか分からんかな。何とかカード見られんか」と、ばあさんが訪ねて来ないとも限らない。

### 在日外国人の不携帯運動を 住基カード反対に生かそう

現在、外国人登録者数は千五百万人程度。コードのついたカードを使つた人間監視の手法は、住基法改正を契機に、今まさに、これら外国人のみならず、一億二千五百万の日本

国籍を持つた市民にも広げられようとしている。しかも、今度は、単なるプラスチック製のものでなく、記憶容量の大きいICカードである。

自治省役人の「コードとカードは小さく産んで、大きく育てる」の陰謀を、このまま見過ごしていい訳がない。これでは、カードで監視され、弾圧を身体で受け止めてきた在日外国人の人達の忍耐と不屈の努力を無にしてしまうことになる。

これまでの彼らによる外登証返上運動は、実は、私たち日本国籍を持つ者のための前哨戦であったのではないか。

### ICカードは 徴兵検査 の自動化も可能にする

ICカードの 治安利用 ないしは 有事利用 は、カードの常時携帯義務化だけの問題ではない。

ICカードに入力・公有化された各人の身体的特徴や病歴などのプライバシーを利用した 徴兵検査 の自動化も可能にする。

自由党の小沢党首は、「コードやカードは、安全保障や治安維持のために使うのであれば意味がない」と声高に力説した。

政治的には、コードとカードの導

入目的は、「ポイントサービスやただの入浴券がもらえる」といったこととはまったく次元の異なるものだ。

それは三十年前の、十二省庁による「統一個人コード連絡研究会議」以来、密かに 官 がめざしてきたきわめて危険な目的、すなわち全国民の常時電子監視、プライバシー一元管理のための利用が想定されている、といつてよい。

住基カードが法制化されたいま、これまでずつとカードを無理やり持たされてきた在日外国人の人達による、外登証返上運動のもつ意味は、きわめて重い。

# 「電子申告」・「電脳申告」と 納税者のプライバシー

PIJ納税者プライバシー保護委員会

## 「電子申告」時代の 到来と規制緩和

一九八〇年代後半から、アメリカ、カナダ、オーストラリアなど先進各国で、税金の「電子申告」(E-File, EFS)が広く普及してきている。国によっては、これまでの「文書申告」(Paper Filing)が年々減ってきたことから、「電子申告」を原則としてはどうか、という方針を打ち出しているところもある。

わが国でも、九五年十月五日に開かれた全国国税局長会議で、「電子申告」制度の導入方針がアナウンスされた。また、国税庁が主導する形で、「申告手続の電子化等に関する研究会」(座長・水野忠恒一橋大学教授)が設けられ、去る八月五日に二回目の

会合を終えている。

税理士会など野団体の対応の後れを尻目に、電子帳簿保存法制の例のごとく、役人主導でこの制度の構築が進められようとしている。

電子申告制度の導入は、時代の流れでもある。高度情報化時代の今日、避けては通れない課題である。しかし、同時に解決されなければならぬ様々な問題を抱えている。

例えば、制度導入とともに、その構築の仕方にもよるが、「電子申告プロバイダー」という、新たな職域を生み出す可能性が強い。とすれば、税務書類の作成 という税理士の独占業務との関係をどうするか、といったことが問われてくる。

ちなみに、ひとくちに「電子申告プロバイダー」といっても、国によ

りその内容は異なる。電子申告書を作成する「電子申告準備者」(Electronic Return Preparer)、「専用回線を使って課税庁に申告データを送達する」「電子送達者」(Transmitter)、「や専用ソフトの開発・販売業務を行っている」「ソフトウェア開発者」(Software Developer)などが、これにあたる。

規制緩和が重要な政策課題である。昨今、「電子申告」業務を税理士が独占するということでは、代理人申告をする納税者はいいとしても、本人申告をしたい納税者にとり「電子申告」は新たな障壁(規制)ともなりかねない。しかし、一方で、税務申告という、きわめて公共性が高く、納税者のプライバシーとの関係が深い業務を、「電子申告プロバイダー」

という民間の業者に広く委ねていいのかも、問題になる。

税務署が郵便局程度に各地域にくくつもあり、納税者本人が気軽にに向いて「電子申告」が簡単にできる状況ならいい。しかし、税務署の数が限られている現状では、本人電子申告を望む納税者のために、税務署の「電子申告」業務を代行する認可業者を各地に置かざるをえない。

この場合、例えば、郵便局は「電子申告プロバイダー」の認可対象とされるが、宅急便のヤマト運輸などは認可対象となれない、ということではないのか。逆に、金融機関やコンビニなどを含め、広く一般企業を認可対象にすることでいいのか等々、が問題になってくるわけである。

インターネットで税金計算の時代  
日本経済新聞九八年十一月二十三日朝刊記事「ネットで確定申告計算」によると、人材紹介業のジャスネット・コミュニケーションという会社(東京)は、インターネットを使って確定申告の税額計算や書類作成代行を手掛けるサービスを始めたという。同社は、ホームページ上で五種類のサービスを用意し、申告シミュレーションでは所得など必要な数値を入力することで事前に税額計算ができ

## 電子申告・電腦申告と納税者のプライバシー

るといふ。また、様々な質問に対する回答や書類作成代行などは同社の協力メンバーである税理士などの専門家が請け負うという。料金は、シミュレーションの場合は二千元、書類作成代行の場合は個別の交渉で決めるという。その後、このビジネスがうまく行っているかどうか定かではない。

いずれにしろ、こうしたジャスネットのような隙間<sup>すきま</sup>ビジネス参入型の事業は、税理士法に照らして精査されなければならぬ。しかし、わが国で「電子申告」が導入された場合、こうした企業は、新たなビジネス・チャンスと捉え、「電子申告プロバイダー」の認可対象となることを望むに違いない。

## 各国の電子申告プロバイダー

この点について、各国の状況を紹介すると、例えば、アメリカやカナダなどは、課税庁の認定を受けられれば、税の専門家も専門家でない者も「電子申告プロバイダー」になることができる。これに対して、オーストラリアでは、後に詳しく点検するように、わが国の税理士に似た税務士(TA=Tax Agent)制度があることや税務申告の公共性および納税者のプライバシー保護を考えて、「電子

申告プロバイダー」の認定対象を、TAと郵便局に限っている。

## 「電腦申告」とプライバシー

アメリカ、カナダ、オーストラリアなどでは、これまでの「電子申告」に加え、「電腦申告」(Cyber File/Internet Filing/e-Tax)の試行に入っている。

## 「電腦申告」とは何か?

これまでの「電子申告」では、申告データは、プロバイダーと課税庁の間を専用回線で結び形で送達されていた。これに対して、「電腦申告」では申告データをインターネットに接続して送達しようというものである。

また、「電子申告」では、第三者である「電子申告プロバイダー」の介入を必要とする。これに対して、「電腦申告」では、広くインターネットを使った本人申告が可能になる。納税者は、初めに本人確認手続を行った上で、市販の課税庁認定の汎用申告ソフトを使い、インターネットを通じて本人申告ができるようになる。これまで、各国とも、データ・セキュリティやプライバシー保護などの問題がネックとなっており、「電腦申告」の進展は、はかばかしくなかった。アメリカでは、「電腦申告」、つま

りサイバーファイルの試行は、九六年一月に始まった。この試行では、たった一万から二万五千の参加者の電腦申告に三千億ドルもの経費がかかってしまった。一件当たり二千から三千ドル近いコストに、連邦会計検査院(GAO)は、ムダ遣いであると厳しく課税庁(IRS)を批判した。これまでのところ、コスト問題が未解決なことがネックとなって、サイバーファイルの本格実施の目途はたっていない。

## 課題はセキュリティ

また、インターネットを使った場合、ハッカー対策がまだ万全とは言えないことも本格実施を遅らせている大きな理由の一つである。つまり、課税庁のメイン・コンピュータにハッカーが入り込んだ場合、税務行政が完全に麻痺してしまうことが危惧されるからである。また、こうしたセキュリティ問題に加え、納税者のプライバシー保護対策の目途もたっていないこともある。

カナダでは、連邦歳入大臣が、今年(一九九九年)六月十五日に、二〇〇〇年から「電腦申告」(Internet Filing)の試行を開始する、とアナウンスした。連邦個人所得税の「電腦申告」の試行がうまくいけば、第三者を使

われない形の本人による税務申告の電子化を大きく進展させることができると期待されている。今のところ、本格実施は、試行の結果待ちといったところである。

オーストラリア国税庁(ATO)は、インターネットを使った「電腦申告」、つまりe-Taxの試行を続けてきている。e-Taxのシステムでは、申告ソフトをインターネットを通じて直接ダウンロード入手できる。そして、ディスプレイ上で、対話・質疑を交しながら計算し、自分の納税申告書を作成し、納税者本人の手で送達することもできる。ちなみに、いつからe-Taxを本格稼働させるのかは、未定である。ここでも、やはり、データ・セキュリティの問題が未解決なこと一因である。

## オーストラリア・モデルを比較点検する

オーストラリアでは、連邦所得税の申告に「電子申告」(ELS=Electronic Lodgment System)が広く活用されている。九八年度を見ても、個人の場合、約七十二%が何らかの形でELSを利用してきている。同国の場合、法人もELSを利用できる。法人の約九十三%がELSを利用し

ている。

ELSには、「税務士関与電子申告(ELS>Returns)」と「本人電子申告(TPE=TaxPackExpress)」がある。

TPE(タックスパックエクスプレス)とは、本来、データ入力サービスを指す。したがって、TPEサービスのプロバイダーは、税金に関する専門的なアドバイスや申告書の作成を支援することなどを本来の業務とする職業ではない。ただ、オーストラリアの場合、TPEサービスは、課税庁からELS(電子申告サービス)の認可を得た税務士(TA)か、あるいは郵便局か、いずれかのみが提供できる仕組みになっている。汎用のソフト開発・販売業の場合を除き、プロバイダー業務への民間企業の参入を認めていない。

いずれにしても、TPE申告書とは、電子申告を納税者本人が行う場合に使う申告書をいう。この場合、納税者は、申告書の送達を、課税庁からELSの認可を得たTAか、郵便局か、のいずれかに依頼することになる。したがって、オーストラリアの場合、納税者が、まったくTAの関与を受けないで電子本人申告を望むときには、郵便局に依頼することになる。プライバシー保護などの問題を考えれば、本来は税務署だけで「電子申告」が

独占できた方がよい。しかし、数に限られているため、公的機関の性格を持つ郵便局でも「電子申告」ができるように制度が整備されたわけである。

以上のように、オーストラリアの場合、「電子申告」制度は、業務の大半をTA(税務士)と郵便局とで独占する形で構築されている。これに対して、アメリカやカナダなどの場合、課税庁の認可をうければ、民間の事業者も、電子申告書の送達業務などに参入できる制度となっている。

逆に、これらの国々では、郵便局はこの分野に参入していない。

「詳しくは、CNNニュースNo.8 およびNo.9参照」

### 各界は早急な対応を

納税者のプライバシーや税務の公益性などを重視する観点からは、オーストラリアのように税務士会と郵便局で電子送達を含む「電子申告プロバイダー」業務を独占する形の方がよいといえる。ただ、規制緩和が声高に叫ばれている昨今、逆に、この業務に広く民間企業の自由な参加を促す方がいいという判断もある。

納税者のプライバシーを始めとした諸権利を護り、納税者本位の簡素かつ効率的な税務行政の精神に立脚した「電子申告」制度が求められている。

したがって、わが国での「電子申告」制度の導入は極めて国民的な課題である。

こうした制度が、一部の政府系学者や取巻きを集めた、課税庁の隠れ蓑のような研究会を使って、役所主導でつくられてはたまらない。

「納税者が主役」であり、役人本位の制度はならない。税理士会など、野団体は、電子帳簿保存法制の二の舞にならないようにするために、「もの申す」の姿勢を明らかにし、早急に、この問題に対する積極的な対応が求められている。

国税庁長官官房企画課が主導する「申告手続の電子化等に関する研究会」のメンバー

- 水野忠恒 座長・一橋大学教授
- 栗原正明 東レ 経理部主計課
- 栗原隆弘 自治省税務局企画課長
- 篠原滋子 現代情報研究所所長
- 田中一志 近畿税理士会常務理事
- 利根川正明 利根川印刷 社長
- 本庄 資 国土館大学教授
- 松本 勉 横浜国大助教授
- 山根一真 ノンフィクション作家

電子申告・電腦申告と納税者のプライバシー

### 入会のご案内

入会いただいた方には、季刊CNNニュースをお送りします(年4回刊)  
年会費 正会員10,000円、賛助3,000円  
(ともに年間購読料 3,000円含む)

### NetWorkのつぶやき

- ・公明党が日本をさらに住み難くした....
- ・一部の、役人と議員と企業人だけが住みやすい国、庶民はカードで苦しむ国。
- ・お祖師様はそんなこといわなかったはずだけど.....

(T)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)  
東京都豊島区西池袋3-25-15IBビル10F 〒171-0021  
Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 橋正美

Published by

Privacy International Japan(PIJ)  
IB Bldg. 10F,3-25-15 Nishi-ikebukuro  
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021,Japan  
President Koji ISHIMURA  
Tel/Fax +81-3-3985-4590

1999.1 発行 CNNニュースNo.20

編集及び発行人